

くらし情報館情報

不用品登録状況 (11月17日現在)

◆ゆずりたい ※有料希望は受け付けません

- お母さん・お子さん向け
ベビー用品(歩行器)、ジュニアシート、女児服、男児服
ベビーチェア・ベッド、子ども用マウンテンバイク
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
扇風機、テレビ、洋服ダンス、和ダンス
- その他
若草中学校女子制服、毛糸



◆ゆずってほしい

- お母さん・お子さん向け
チャイルドシート、ベビーカー、バギー、ベビーベッド
子ども靴、子ども用マウンテンバイク、布生地
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
ダイニングテーブルセット、和ダンス、ミシン、掃除機
洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、炊飯ジャー、ホームベーカリー
扇風機、カセットレコーダー、CDラジカセ
マッサージチェア
- その他
女性用衣類、着物一式、毛布、自転車、バスタブ
マブシ織り具、大八車・荷車肥桶、飼葉桶、組紐の組台
リヤカー、発動機、硬式テニスラケット

「不用品登録」利用方法

◆ゆずりたい

○不用品は修繕などが不要で再利用できるもの。

- 展示できる大きさは概ね、幅及び奥行きがそれぞれ60cm未満、高さ2m未満としますが、詳細はお問い合わせください。※搬入は各自でお願いします。
- 展示できない大きなものや、持ち込みが出来ない方は電話で登録をしてください。

◆ゆずってほしい

- 展示してあるものはその場で引き取りが出来ます。
- ゆずってほしい物を直接または電話でご登録ください。

●注意事項

- 登録情報が一致した場合は、ゆずりたい方の電話番号のみをゆずってほしい方にお教えしますので、その後は当人同士で交渉を行ってください。
- 交渉の成立、不成立に関わらず、結果を報告してください。その報告をもって交渉成立の場合は登録内容を抹消します。
- 「無償」としますので金品の要求などはしないでください。万が一、金銭トラブル等が起きた場合でも、取引に関し責任は負いません。
- 対象は市内在住の個人としますので事業者や法人の利用は固くお断りします。
- 登録内容の有効期限は登録した翌月から3カ月とし、引き続き登録をしたい場合はその旨ご連絡ください。

■登録先・問い合わせ

くらし情報館 ☎(47)7379

管理者 大田原市くらしの会

場所 中央1-2-14 あらまち蔵屋敷内

開館日時 12月1日(水)、3日(金)、5日(日)

8日(水)、11日(土)、13日(月)、15日(水)

17日(金)、19日(日)、22日(水)、24日(金)

いずれも午前10時～午後3時

《消費生活センター情報》 借金に困った場合は 公的機関に相談を

平成22年6月18日に貸金業法の改正がありました。資金繰りが困難になっても、絶対に「ヤミ金」は利用せず、また、もうけ話などの悪質商法にだまされないように気をつけましょう。ヤミ金は、融資の審査が甘く、手軽に借りられますが、その代わり法外な金利を要求され、取り立ても厳しく日常生活が困難になります。

また、ヤミ金といっても様々で、単なる高利貸しとは別な手口があります。絶対に利用しないでください。

●ヤミ金の手口例

○保証金・紹介料詐欺

「簡単に借金できます」「低金利・無担保」などと融資を勧誘し、申込者に対して、保証金や紹介料などとして現金を騙し取り、実際に融資されることはまずありません。

○押し貸し

勝手に口座へ少額を振り込んで、法外な金利を取り立てます。

○買取屋

クレジットカードのショッピング枠で商品を買わせ、安価で商品を買取ります。一時的に現金は手にできますが、後日必ず代金の請求があります。

●その他の悪質商法

○パチンコ攻略法や競馬予想の販売
最初は登録料などとし安価で情

報を販売しますが、徐々に、より確実な情報と称し高額で売りつけてきます。

○マルチ商法

マルチ商法自体は違法ではありませんが、「誰でも簡単にもうかる」などと勧誘方法に問題がある場合が多く、実際には思うように販売できず利益を得られないことも。

○利殖商法

金融商品や先物取引など「絶対損はしない」「元金保証」などと利益だけ強調し出資金をだまし取ります。

※借金を返すための借金は利息を増やし、その場しのぎだけで何の意味もありません。また、うまいもうけ話には必ず「裏」があります。絶対にもうかる話をわざわざ人に教えるでしょうか？冷静に考えてみてください。

借金にお困りの際は、一刻も早く債務整理をおすすめします。債務整理にはその人にあった方法がいくつかあり、相談は消費生活センターで受け付けています。ぜひご利用ください。

■相談先・問い合わせ

大田原市消費生活センター

☎(23)6236

○受付時間 平日午前9時～正午、午後1時～4時

○12月延長相談受付日時

・3日・17日(金は午後6時まで延長)

・4日(土)は午前9時～正午、午後1時～4時相談を受け付けます。